

○議事日程

令和6年11月20日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第46号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例を制定することについて

日程第 3・議案第47号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例制定の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第48号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第4号）につ
いて

日程第 5・議案第49号 令和6年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（
第2号）について

日程第 6・議案第50号 令和6年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（
第2号）について

日程第 7・議案第51号 令和6年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第2号）について

日程第 8・議案第52号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 9・議案第53号 令和6年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）
について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 清水友紀	2番 吉田敏郎
3番 石田史行	4番 井上慎司
5番 武井正広	6番 星野洋一
7番 今西景子	9番 佐々木昇
10番 山下純夫	11番 前田せつよ
12番 山本研一	

○説明のため出席した者

町 長 山 神 裕 副 町 長 石 井 護

教 育 長	石 塚 智 久	参 事 (兼) 企 画 政 策 課 長	岩 本 浩 二
参 事 (兼) 総 務 課 長	山 口 哲 也	参 事 (兼) 地 域 防 災 課 長	小 玉 直 樹
参 事 (兼) 福 祉 介 護 課 長	中 戸 川 進 二	財 務 課 長	高 島 大 明
税 務 窓 口 課 長	奥 津 亮 一	環 境 課 長	高 橋 清 一
保 険 健 康 課 長	土 井 直 美	こ ど も 課 長	田 中 美 津 子
都 市 計 画 課 長	柏 木 克 紀	都 市 整 備 課 長	井 上 昇
産 業 振 興 課 長	中 村 睦	会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	石 井 直 樹
参 事 (兼) 学 校 教 育 課 長	田 中 栄 之	生 涯 学 習 課 長	田 代 孝 和

○議会事務局

事 務 局 長	遠 藤 直 紀 書	記	佐 藤 久 子
---------	-----------	---	---------

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年11月随時会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

11月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、11月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、10番、山下純夫議員、11番、前田せつよ議員の両名を指名します。

日程第2 議案第46号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、議案第46号について御説明を申し上げます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明を申し上げます。

本庁におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえて、職員の給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行っており、本年も均衡の原則から、人事院勧告どおりの給与改定を行うため、関係条例の一部改正を提案するものでございます。

本年の人事院勧告は、初任給及び若年層に重点を置いて俸給表の引上げの改定を

行うこと、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うことを政府に勧告しております。

それでは2ページへお進みください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは本年度分の改正でございます。

第16条の改正を御覧ください。第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について100分の122.5を100分の127.5に改めるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給月数の適用に関する読替規定となっておりますが、支給月数について100分の68.75から100分の71.25に改めるものでございます。

第17条の改正を御覧ください。第2項第1号の改正は、職員の勤勉手当の支給月数を定めております部分について、100分の102.5を100分の107.5に改めるものでございます。

第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を定めております部分について、100分の48.75を100分の51.25に改めるものでございます。

3ページから6ページにかけましては、別表第1の改正でございます。

一般職給料表につきまして、全ての級号給の給料月額を記載のとおり改めるものでございます。

6ページの中段を御覧ください。

第2条は、開成町職員の給与に関する一部に関する条例の一部改正。こちらは令和7年度以降分の改正でございます。

第2条になります。令和7年度以降の期末手当の支給月数を6月12月に均等に配分するための改正でございます。第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について、本条例の第1条において100分の127.5としたものを100分の125に改正するものでございます。

7ページにお進みください。

第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数について本条例の第1条において100分の71.25としたものを100分の70に改正するものでございます。

第17条の改正を御覧ください。令和7年度以降の勤勉手当の支給月数を6月12月に均等に配分するための改正でございます。第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数について、本条例の第1条において100分の

51.25としたものを100分の50に改正するものでございます。

第3条は、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第4条の表において定めております給料月額について、全ての号給において引上げ改定を行うものでございます。なお、現時点におきまして、本給料表の適用を受ける職員はおりませんことを申し添えます。

附則でございます。

第1項は、この条例の規定のうち、第1条及び第3条は公布の日から、第2条は令和7年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。第2項は、改正後の給料月額について、令和6年4月1日から遡及適用する旨を定めるものでございます。第3項は給料月額の改正に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与が改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第46号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3、議案第47号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定したいので、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、議案第47号について御説明申し上げます。

今回の条例改正の趣旨について御説明を申し上げます。

議案第46号におきまして、職員の給与に関し、人事院勧告と同様の改定をさせていただきますましたが、会計年度任用職員の給与水準につきましても、職務給の原則や均衡の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与改定を行うため、条例改正を提案するものでございます。

なお、令和2年度の会計年度任用職員制度の創設以降では初の引上げ改定となった令和4年度には、全国的に会計年度任用職員の給与改定の対応状況に差異が生じたことを受け、総務省では、令和5年5月2日付で常勤職員の給与改定がされた場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨の見解を示しております。

当町におきましても、職務給の原則、均衡の原則に加え、総務省の見解も踏まえて、会計年度任用職員の給与について、常勤職員に準じた給与改定を行うこととしたものでございます。

それでは2ページにお進みください。

開成町条例第 号

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

2ページから4ページにかけての別表第1の改正を御覧ください。

会計年度任用職員給与につきましては、議案第46号において改正しました一般職給料表の1級から3級までと同様の改正を行うものでございます。

なお当町において、フルタイムの会計年度任用職員の任用はございませんので、本給料表に規定する給料月額が直接適用される職員はおりませんが、パートタイム会計年度任用職員の報酬単価につきましては、本給料表から勤務時間数に応じて算定することとなっております。

5ページに参考資料をおつけしております。パートタイム会計年度任用職員の改定前、改定後の初任給単価も記載しておりますので、後ほど御参考までに御覧ください。

4ページの中段以下を御覧ください。

附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日を公布の日とし、改正後の条例の規定を令和6年4月1日から遡及適用する旨を定めるものでございます。

第2項は、給料月額の改正に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給され

た給与が改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第47号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4、議案第48号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第48号 令和6年度開成町一般会計補正予算第4号について御説明いたします。

資料は2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

1款町税、1項町民税から、20款諸収入、4項雑入まで、補正額の計は4億4,265万2,000円の増額です。

続いて、資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

1款議会費、1項議会費から次のページに移りまして、13款予備費、1項予備費まで、補正額の計は4億4,265万2,000円の増額です。

歳入歳出ともに、4億4,265万2,000円増額し、総額82億5,475万9,000円の予算額とするものです。

次に5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費です。今回は1件となります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名町民センター施設整備事業費、金額8,6

32万9,000円です。こちらは開成町民センター老朽化対策工事について、エレベーターの供給が滞っており、老朽化対策工事のうち、エレベーター更新にかかる工事について、今年度中の工事完了が難しいため、令和7年度にかけて工事を繰り越すものとなります。なお、開成町民センター老朽化対策工事の変更契約については本補正予算をお認めいただけましたら、工事請負変更契約に係る仮契約を締結した後、変更契約の締結について議会にお諮りする予定となっております。

次に第3表 債務負担行為補正です。今回は1件の追加があります。

事項、立地適正化計画策定業務委託、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額753万5,000円です。

続いて補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

資料は9ページを御覧ください。

2、歳入です。

○財務窓口課長（奥津亮一）

それでは9ページ、歳入になります。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、説明欄、分離譲渡2,800万円の増額でございます。こちらにつきましては、当初の見込みよりも株式などの譲渡所得が増となったことから、増額をさせていただくものでございます。

その下の2目法人、1節現年課税分、説明欄、法人税割でございます。こちら3億3,000万円の増額でございます。こちらにつきましては、上半期の実績及び下半期の見込みを基に試算しており、主な要因といたしましては、景気の回復傾向などから、主要法人の業績が好調であったことが挙げられます。

続きまして2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分、説明欄の土地852万6,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、令和6年度が評価替えの年でございます。当初予算編成におきましては、近隣の土地の評価額の状況などから地価の上昇を見込み、増額としておりましたが、上昇よりも負担調整措置に伴い想定ほどは伸びなかったということでございました。また、家屋の新築に伴います住宅用地の特例措置などもございまして、減額となったものでございます。

その下の家屋の1,117万6,000円の減額及び償却資産の665万円の増額でございます。こちらにつきましては、その上の土地も含めました案分によりまして例年調定額を作成しておりますが、その案分方法について、県から指摘がございました。そのことによりましてここで調整をさせていただくものとなっております。

その下の配分の211万9,000円の増額につきましては、国や県からの配分額の確定によるものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、説明

欄、障害者自立支援給付費負担金 2 6 1 万 7, 0 0 0 円の増額。

その下、障害児通所給付費負担金 1, 3 1 3 万円の増額。これらにつきましては、歳出側で御説明をいたしますが、障害児者の自立を図るための給付増に伴う国庫負担金を増額するもので、いずれも負担率は2分の1となっております。

○こども課長（田中美津子）

その下になります。児童手当負担金 3, 4 2 9 万 5, 0 0 0 円の増額です。

こちらは児童手当法改正による、児童手当給付費の歳出の増額に伴う国庫負担金の増額分になります。詳細につきましては歳出側で説明させていただきます。

○財務窓口課長（奥津亮一）

続きまして2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、7節個人番号カード交付事業費等補助金、説明欄、個人番号カード交付事業費補助金の57万9,000円の増額です。こちらにつきましては、会計年度任用職員報酬の増額に伴うものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして12節地方創生交付金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金382万9,000円でございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和5年度からの繰越額1,016万3,000円につきまして、電気料等の高騰、広域下水道の負担金増額への対応といたしまして、下水道会計への繰出に充当するものでございます。

○財務窓口課長（奥津亮一）

続きまして10ページを御覧ください。

3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、説明欄、国民年金事務費交付金の20万円の減額でございます。こちらにつきましては給与改定に伴う減額になります。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金130万8,000円の増額。その下、障害児通所給付費負担金656万5,000円の増額。これらは障害児者の自立を図るための給付増に伴う県負担金を増額するもので、いずれも負担率は4分の1でございます。

○こども課長（田中美津子）

その下、児童手当県負担金462万7,000円の減額補正でございます。児童手当法の改正による児童手当給付費に対する県の負担割合が6分の1から改正により、9分の1になることによる減額分となります。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄、重度訪問介護等利用促進事業費補助金2,365万2,000円の増額でございます。この補助金は、今年度新たに新設された県補助金で、重度障害者の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えた部分について、人口30万人未満などの一定条件を満たす

市町村を対象に当該経費の4分の3が補助されるもので、本町においても補助が見込まれるため、新たに計上させていただくものです。

○こども課長（田中美津子）

3節児童福祉費補助金、説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金150万1,000円、小児医療費助成事業費補助金を592万1,000円のいずれも増額でございます。両事業とも歳出の増額に伴う増額補正になります。詳細につきましては歳出側で説明させていただきます。

○保険健康課長（土井直美）

続きまして、その下、17款寄附金、1項寄附金、6目衛生費寄附金71万1,000円の増。こちらは町と健康増進に関する連携協定を結んでいる企業からの寄附金1件分で、健康づくり事業で利用する備品購入に充当させていただくものでございます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、説明欄、デジタル基盤改革支援基金補助金88万6,000円です。ガバメントクラウド移行に向けての環境構築費用に充てるもので、補助率は10分の10となっております。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして、9節教育費雑入、説明欄、文化部活動改革委託金90万円です。こちらは本年度から本格的に取り組んでおります部活動地域移行推進事業、具体的には文命中学校吹奏楽部、こちらの実施に際しまして、文化庁の文化部活動改革として採択されたことによりまして、委託金の交付が決定したものでございます。

同じく説明欄、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金238万1,000円、こちらは同じく部活動地域移行推進事業、具体的には文命中学校サッカー部の実施に際しまして、スポーツ庁における地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業として、採択をされましたことによりまして委託金の交付が決定したものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、ページは11ページになります。

2目過年度収入、説明欄、自立支援給付費等国庫負担金精算金59万1,000円の増額でございます。障害児通所給付費、障害者更生医療費の過年度給付額の確定に伴う国庫負担金の増額となっております。

○こども課長（田中美津子）

続いて、子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金精算金1万円、令和4年度分になります。

次に、子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算金149万1,000円、こちらは令和5年度分の精算金になります。

続いて、2節過年度精算金、県支出金精算金、説明欄、子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金精算金5,000円、令和4年度分になります。

いずれも年度ごとの実績報告により、ここで額が確定したことにより、不足分を歳入として受け入れるものでございます。

歳入については以上となります。続いて歳出に移ります。

資料は12ページを御覧ください。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは歳出に入ります前に、全体の人件費について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料として提供させていただいております。ファイルナンバー09資料各会計の令和6年度補正予算11月補正における職員人件費一覧を御覧ください。

1ページ、1会計年度任用職員以外の職員分を御覧ください。

こちらは特別職と一般職全体の総人件費になっております。

1点目といたしましては、職員の配置実態を反映させたもの、2点目といたしましては令和6年人事院勧告を踏まえた給与改定となっております。

1点目ですが、配置実態と予算編成の関係について御説明を申し上げます。

人件費に係る当初予算編成については、当初予算編成時の配置実態を基に、職員採用の予定などを踏まえて編成しております。その後当初予算が成立した後に、人事異動による配置替え、職員個人の家庭環境の変化などによる各種手当の変更など変動要因が多く発生いたします。このような実態を踏まえ、補正予算措置を行っております。

それでは職員の配置状況について御説明申し上げます。

令和6年11月1日現在の職員数は、特別職を除き126名、これに再任用短時間職員が8名、合計で134名の構成となっております。

会計区分ごとに職員数を申し上げます。一般会計では111名、国民健康保険特別会計と介護保険事業特別会計がそれぞれ2名、土地区画整理事業特別会計が3名、水道事業会計と下水道事業会計にそれぞれ4名を配置しております。

次に、補正要因の2点目である人事院勧告を踏まえた給与改定について御説明申し上げます。内容につきましては、条例案で御審議いただきましたが、若年層に比重を置いた月例給の増額改定、期末手当と勤勉手当を合わせて0.1月分引き上げるものでございます。

今回の人事院勧告全体の影響額としては、約3,000万円の増額を見込んでおります。

それでは、資料1ページの最下段、合計欄を御覧ください。

一般職給料は216万5,000円の減額。一般職職員手当等の217万8,000円の増額。退職手当組合負担金のうち一般負担金は69万6,000円の増額。共済費194万1,000円の増額は、先ほど御説明しました配置実態の反映と人事院勧告を踏まえた結果を増減した結果となっております。給料の減額となっております。

要因といたしましては、令和6年度当初予算では、職員数130名で見込んでお

りましたが、内定辞退や年度途中の退職もあり、若干減となっております。

退職手当組合負担金のうち、特別負担金984万6,000円の増額は、今年度の退職者5名分の特別負担金が発生するものです。

最下段、一番右側の補正を総合計としては、10億6,330万9,000円となり、1,249万6,000円の増額となります。

続きまして、2ページ、会計年度任用職員分を御説明申し上げます。

条例案で御審議いただきましたが、令和2年度から導入した会計年度任用職員の基本報酬につきましては、常勤職員の一般職給料表を基に定めてございます。したがって、人事院勧告を受けた一般職給料表を改定した結果、付随して会計年度任用職員の基本報酬も改定することになります。

改定の時期ですが、常勤職員と同様に年度当初に遡及適用するものです。また、これまでと同様人事院勧告を踏まえた期末勤勉手当の支給率も常勤職員の改定を反映することになります。

このような要因から、補正予算措置が必要となりました。なお、先ほどの常勤職員の御説明と同様になりますが、配置実態の反映と人事院勧告を踏まえた基本報酬の改定といった2つの要素から予算を補正するものでございます。

配置実態について御説明申し上げます。

令和6年11月1日時点の支給実員数は、専門員等は6名、パートタイム職員が187名、合計193名となっております。

表の最下段の計の欄を御覧ください。

報酬について、10万2,000円増の1億5,448万3,000円となっております。その右側、職員手当は389万8,000円の増、4,211万1,000円となっております。その右側の共済費450万4,000円の増は、社会保険加入者を前年度と同様30名と見込んでおりましたが、就労実態から34名となる見込みであること、また今年度から勤勉手当も支給されることから、不足額を増額するものでございます。

下の表は会計区分単位での比較を表したものですので、御参照いただければと思います。

以上をもちまして、人件費全体の御説明とさせていただきます。

なお、本説明により各会計での職員に係る給与費、会計年度任用職員の報酬等に関する説明は省略させていただきますので御了承ください。

続きまして、補正予算書12ページにお戻りください。歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費総務事務費の役務費、通信運搬費になります。令和6年10月から郵便料金が改定されたことにより、不足額が生じる見込みで、これを補正するものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、5目企画費、説明欄、公共対策公共交通対策関係費8万4,000円でございます。松田町AIオンデマンド交通、通称「のるーと足柄」でござい

すが、これの本町への乗入れに当たりまして、地域需要に応じた住民生活に必要な旅客運送の確保など、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する開成町地域公共交通会議の設置が必要となるため、設置に際しまして、学識経験者及び委員1名分の報償費、それと旅費を計上するものでございます。

続きまして、説明欄、町制施行70周年記念事業費100万円でございます。

こちらは町制施行70周年記念事業実行委員会での御意見や庁内での検討等によりまして、70周年事業に携わる人の拡大を図り、よりよい事業とするため、記念式典における飲食の実施に係る経費や、町民などからの提案事業の実施等、当初予算の想定に新たな内容を追加するため、当初予算150万円に100万円を追加し、事業の充実を図るものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、13ページに移ります。

6目交通防犯費、説明欄、自転車安全対策事業費36万円でございます。こちらにつきましては、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金でございますが、予算額に達したため、改めて補正させていただくものでございます。

補助額につきましては、ヘルメット1個につき最大3,000円で120名分を予定してございます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして7目電算管理費、電算システム管理費です。

委託料と町村情報システム共同事業組合への負担金となっております。令和7年度に予定されているガバメントクラウドへの円滑な移行に向けて、今年度中に環境構築を行うものです。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、10目協働推進費、説明欄、コミュニティ施設管理費171万4,000円でございます。こちらにつきましては、円中自治会館及び牛島自治会館に設置してありますエアコンの経年劣化に伴う交換工事となります。円中自治会館が2台分、牛島自治会館が1台分の予算となっております。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、12目諸費、説明欄、過年度分精算金、障害者自立支援医療費等国庫負担金精算金387万5,000円の増。

その下、同じく県費負担金精算金7,000円の増。これらは過年度の事業費確定に基づきます負担金の精算となります。

○こども課長（田中美津子）

2つ目の過年度精算金、地域子ども・子育て支援事業費国庫補助金精算金372万9,000円です。こちらは地域子ども・子育て事業13事業に対する国の補助金でございます。一時預かり事業が2園中1園、補助金の基準に預かり人数が達しなかったための減額が主な理由となっております。

続いて14ページを御覧ください。

子どものための教育・保育給付費県交付金精算金 88万3,000円。子育てのための施設等利用給付費国庫交付金精算金 54万3,000円。子育てのための施設等利用給付費県交付金精算金 27万2,000円となっております。

次の過年度精算金、衛生費分でございます。

出産・子育て応援交付金精算金、令和4年度5年度分の2か年分となっております。209万7,000円。未熟児養育医療費国庫負担金精算金、こちらは令和5年度分で2万5,000円の精算でございます。こちらは毎年の実績報告等により、ここで額が確定したことにより、精算するものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、人件費が続きますので飛ばしていただいて15ページになります。15ページ中段からになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金から後期高齢者医療事業特別会計繰出金までの3会計への繰出金の増減につきましては、人件費補正を中心とした財源補填のための他会計への繰出金となっております。

説明欄、給与費を飛ばしまして、その下になります。

福祉コミュニティバス運行事業費、消耗品 26万円の増額。これはバス利用者の利便性向上を図るため、町内8か所のバス停に企業版ふるさと納税を原資に、新たにベンチを設置するものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。16ページをお願いします。

5目障害者福祉費、説明欄、自立支援給付関係費、扶助費 5,290万円の増額でございます。障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、各種障害者向けのサービスの給付について、国が定める報酬単価の改定や需要の増加などにより不足が見込まれるため、給付費を増額するものでございます。

○こども課長（田中美津子）

同じく3款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業費、扶助費 328万円の増額です。

その下、こども医療助成事業費 2,041万3,000円の増額でございます。

内訳は、手数料 17万4,000円、扶助費 2,023万9,000円となります。ひとり親家庭、あるいは子どもが医療機関を受診した際に支払う医療費の自己負担分を補助する事業でございます。

今年度前半から新型コロナウイルス感染症や手足口病等の流行により、医療費助成額が当初の想定を上回って推移していることと、例年後半の季節性のインフルエンザ感染症などで受診の増加が見られることなどから、予算の不足が見込まれるための所要の予算補正予算を行うものでございます。

続いて、2目児童措置費、説明欄、児童手当関係費 4,686万5,000円の増額です。

給与費は飛ばさせていただきます、次の通信運搬費 10万7,000円、手数料 3

5万7,000円、こちらは振込みの手数料となります。扶助費4,620万5,000円の増額でございます。児童手当法改正によりまして、令和6年12月の支給分から所得制限の撤廃、高校生年代までの対象拡大、第3子以降月3万円の給付、給付回数3回から6回など、抜本的な拡充が行われることに伴いまして、本年度は12月と2月の2回分を新たな対象を加えて給付するため、当初予算に対する不足分の必要な経費をここで計上するものでございます。

○保険健康課長（土井直美）

続きまして、その下衛生費、15ページから16ページにかけてになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄健康づくり推進事業費。

失礼いたしました。ページが16ページから17ページにかけてになります。

17ページになります。説明欄、健康づくり推進事業費、給与費は飛ばさせていただきまして、骨密度測定器175万5,000円、及び体成分分析装置購入費117万9,000円、いずれも1台ずつでございますが、こちらは保健センターに設置してある健康測定器で、いずれも老朽化により故障したため、新たに購入するものでございます。

なお、補正額の財源内訳の171万1,000円は、先ほど歳入で説明いたしました企業からの保健衛生費寄附金、及び企業版ふるさと納税を活用して購入費に充てさせていただくものでございます。

○産業振興課長（中村 睦）

18ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費修繕料46万2,000円の増額でございます。

こちらは瀬戸屋敷男子トイレ自動手洗いセンサーの故障に伴うセンサーの交換、及び主屋、ミソヘヤに設置しているガス給湯器を交換するための費用となります。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明欄、土木総務事務費、光熱水費132万4,000円の増額です。こちらは道路照明の電気料の増に伴う増額補正です。

続きまして、その下、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、説明欄、町道改良事業費、家屋・工作物等移転補償費440万円です。こちらは、町道204号線道路改良工事に伴う電柱移転の補償金の確定によるものです。

続きまして、その下、3項河川費、1目河川維持費、説明欄、水路維持管理事業費、報償費6万円、保険料8,000円です。こちらは、水路の土砂上げ有償ボランティア20名分の報償費と保険料となります。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして1ページおめぐりください。19ページとなります。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、27節繰出金、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金100万9,000円の増額で

す。

こちらにつきましては、特別会計の補正予算を計上することに伴い、職員給与分の繰り出しの増額を行うものでございます。

○都市整備課長（井上 昇）

続きましてその下、2目下水道費、説明欄、財源更正です。こちらは下水道事業会計への繰出金について、歳入で御説明しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するため、財源更正を行うものです。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

失礼しました。続いて20ページを御覧ください。

ちょうど真ん中辺りになります、9款教育費、2項開成小学校費、1目学校管理費、説明欄、図工室天井雨漏り修繕工事費129万8,000円。

こちらは、開成小学校管理教室棟4階にあります図工室の天井に雨漏りによる腐食が見られるため、修繕をするものでございます。具体的には原因と考えられる屋上の防水改修工事を実施いたします。

続いて21ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにも真ん中辺りになります。4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、各種機械器具等賃借料5万9,000円、同じく原材料費12万8,000円。

文命中学校のグラウンドの一部に突起物や構造物が露出している箇所が散見されてございます。これは大雨の後にグラウンドの敷き砂が不均等になり、部分的に敷き砂が薄くなるのが原因だと考えてございます。よってグラウンドを安全に使用することを目的に、原材料として砂を購入し、リースした転圧機により整備し原状に復するものでございます。

次に22ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは一番上になります、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄、消耗品費9万円。同じく冷蔵庫購入費4万8,000円、同じくテント購入費8万1,000円。同じくミニタブ購入費10万2,000円。令和7年度から開成幼稚園において預かり保育事業を拡充するに当たり、そのスタート時から良好な保育環境を確保するため、消耗品及び備品を整備するものでございます。

具体的には、消耗品は休息やお昼寝用としてスタッキングベッド、備品として飲物や長期休暇中、いわゆる夏休み中になります持参したお弁当を保管するための冷蔵庫、砂場の日陰づくりのためのテント、水遊びのためのミニタブを購入するものでございます。

○財務課長（高島大明）

続いて、資料は22ページ下部から23ページにかけてとなります。

10款公債費、1項公債費、1目元金、説明欄、町債元金償還金8万5,000円の増額及び2目利子、説明欄、町債償還利子332万3,000円の減額です。

こちらは一部の借入れについて利率の見直しに伴う元金の償還及び利子の額が確定したことによる、それぞれ増額及び減額です。

続いて、11款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費、説明欄、財政調整基金積立金2億5,000万円の増額です。今後の大型事業などによる年度間の財源の不均衡を調整するため、財政調整基金の積立てを行うものです。

続いて、13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を576万5,000円増額することにより調整させていただきます。

あとすみません、この後ちょっとですね、今説明のところでは訂正が必要な箇所がありましたので、訂正の説明をさせていただきます。

○こども課長（田中美津子）

すみません。歳入の10ページのところ言い間違いがございました。訂正させていただきます。

10ページの中段、15款県支出金、2項の県補助金、2目民生費県補助金のひとり親家庭等医療費助成事業費補助金、正しくは154万1,000円になります。失礼いたしました。

○財務課長（高島大明）

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

ページ、10ページ下段でございます。諸収入、雑入の部分でございます。

節といたしまして、教育費雑入ということで328万1,000円に関して質問をさせていただきます。

部活動移行に伴って、吹奏楽部サッカー部それぞれに雑入に値するような形で入ってきたと、部活動移行というのは、ほかの自治体でも行われているわけですが、開成町におきまして、特段に2つの団体にこのような収入があったということは評価できるものではないかと思うところがございます。その辺の背景につきまして、また、近隣自治体もこういうことがあるんだよとか、いやいやうちの町の成果に値する形で、収入という結果が表れたとかということで、その辺の見解をどのようにお持ちか質問をいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではお答えしたいと思います。

まず基本的にこの部活動の地域移行、神奈川県内においてはまだ手をつけているところは大変少なくございまして、近隣では残念ながらございません。

開成町につきましてはそういう意味で言いますと、トップランナーといいましょるか非常に先頭を走っているということで、幸い恵まれていましたのは地域スポー

ツクラブの立ち上げに対しまして、非常に優良な団体があったということでサッカー部、それから吹奏楽部につきましても、大変優れた指導者さんがもともといらっしゃいましたので、非常に移行がしやすかったと考えてございます。

なお、来年度以降は部活動の対象数を増やすということを考えてございまして、ただいま、昨日もちょうど推進会議というのを開いてございます。この中でも委員の方から様々な意見をいただいておりますので、この流れを止めることなく、常にトップランナーとして、県西地域のみならず神奈川県内の部活動の地域移行については、しっかりと移行について、活動してまいりたいと考えているところでございます。

なお、補助金につきましては、皆様も報道等で御承知のように、スポーツ省、文化庁共に大幅に増額をして、いわゆる概算要求をしているようでございます。

ただ、当然神奈川県内も含めまして、これに取り組む自治体が増えてまいりますから、いわゆるその配分につきましては、まず一旦県に配分されまして、それを県が各市町村に配分すると、2段階の配分方式になっておりますので、今後もその動向には十分注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番前田せつよでございます。

部活動移行につきましては、本町はトップランナーという大変に頼もしい御答弁をいただいたわけでございます。さらにまたそれに拍車をかけるような形で動かれていくように希望したいと思います。

終わります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

18ページになります。

河川費、水路維持管理費事業6万8,000円と少な過ぎませんかね。

というような質問なんですけれども、文命用水90年ぶりの初めての半年の断水期間ということで、当初予算のときでも質問の中で、そうですねそれは検討していく価値もありますねというような話があって、かなりこの半年間、2年間続くところの断水期間での町内の水路整備と、あとは堆砂の除去等とかは期待しておったんですが、今回こういったことになったのはなぜなのでしょう。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、お答えさせていただきます。

水路の新設ということで、今回新しく実証実験という形で、町民の方を募りまして、有償の形でボランティアの浚せつをまずは行ってみたいといったところでございまして、まず最初ということで、人数もなかなか読みにくいといった中で、ほかの有償ボランティア等々を踏まえまして、20名分程度ということで今回計上させていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

そうすると、堆砂の除去を含めて、この2年間でまだこれから今回は20名分、取りあえずテスト的にやっていくけれども、今後も期待していいと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私から説明させていただきたいと思います。

いわゆる災害の激甚化、頻発化等を受けて、河川の整備ということに関しては、来年度予算等も含めて、しっかり対応していきたいと思っております。

この6万8,000円に関しましては、ちょっと趣旨がやはり異なっておりまして、これまでも折に触れて触れさせていただいたかと思うんですけども、いわゆる担い手の創出、発掘、育成という視点で、これまでも、あじさいまつりの駐車場管理であるとか、納涼祭の交通案内等では有償で町民の皆さんにその機能を担っていただいた我々からしますと、実験をさせていただいた一環として、河川の土砂上げという分野においても、同様のやり方で1回やってみて、これまでクリーンデーとか、様々な団体の皆さん、あとはボランティアの方々、そして我々としても自治会要望等も踏まえて、いわゆる民間事業者への発注という形で処理をしておいたものを新しい形で一度やってみたいというのが趣旨でありますので、今後については、こういった実験を重ねる中で、それが有効に機能するかどうかというところを見定めながら考えていきたいなと考えております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

ページ、5ページ、債務負担行為補正のところ、これを聞きします。

私この計画策定、かなり重要なものかなと考えているんですけども、これなぜ、

計画策定ということもありますし、令和6年度の当初予算ではなくて、この時期の債務負担行為計上となったのかお聞かせください。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

立地適正化計画につきましては、当然ながら全国的に制定をしているところが多くなってきているのが現状ではございます。

ただ開成町につきましては、まだ市街地区域内の中で、人口密度はそこまで低くないという中で、今まではつくっていくかどうかというところは検討していたところでございます。

ただ、やはり今現状、都市計画マスタープラン改定している中で、やはりまちづくりに関しましては、20年後30年後を見据えた中で計画していくことが重要であると思っておりますので、改訂に時期に合わせまして立地適正化計画も新たに策定していこうというところで、今回補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

この立地適正化計画策定の今後のスケジュール、今答弁にもございました都市計画マスタープランの策定というのも取り組んでいると思っておりますけれども、この辺の兼ね合いを併せて、もしお答えいただければお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

当初の都市計画マスタープランにつきましては、今年度の3月に策定と考えてございましたが当然ながら立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部でございまして当然立地適正化計画を計画していきますと、その上位であります都市計画マスタープランもある程度手を加えていかなければいけないと考えてございます。

ですので、両方の計画をこれからまた相談をさせていただきますが、令和8年度3月までに策定をしていこうというところで、計画を現在してございます。以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。

それで私の認識なんですけれども、この計画策定に当たるということは、ある意

味開成町はコンパクトシティ、こういったところも目指していくのかなと感じているんですけども、そう考えますとまちづくりの方向性というか、まちづくりについて今後大きな決断をしたと感じるんですけども、そう考えるとこういう補正という形で計上されるということに、ちょっと不安を感じるんです。この立地適正化計画策定に当たって、今後のまちづくり町の考え方、これ改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からお答えしたいと思います。

おっしゃるようにその立地適正化計画の策定という重要性から考えていただくと、そのような町の方針が大きく変わったのではないかと思われてしまうところは、ある程度は致し方ないのかなと思うんですけども、実態としては、今後も総合計画等でお示ししてまいりたいと思いますけども、大きく変わるようなことはございません。

従来同様のまちづくりを進める中で、この計画を策定すること等によるいろんな意味での効果が期待できるということで、計画策定ということを進めておるというところで、タイミングにつきましては、これ2つあるんですけども、1つは、そもそも論といたしまして、当初予算というものに対するこだわりとか、当初予算というものをいかに重視するかということと、スピード感、どちらを取るかというような視点が1つと、あとはいろいろとこういった作業と一緒にやっていただいている企業さんにおける作業を、より効率的に進めるに当たって、あとはスピード感を持って進めていただくという視点で、まずこのタイミングでの審議を図っていただくということに相なりました。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。

1 2 ページの 2 款総務費で、一番下の企画費になります。

町制施行 70 周年記念事業費が 100 万円計上されていますが、3 月の当初予算では 150 万円だったかと思うんですけども、この合計が 250 万円を、これは実行委員会補助金として計上されているので、実行委員に主な運営を託すというところでそういう考え方かなと思いました。

お知らせ版には実行委員募集されていまして、今日が締切りになっていますけれども、若干名募集ということで記載がありましたこれは、合計数百万の事業を募集人数は若干名というところだったんですけども、実際に実行委員会の中には多く

の職員が含まれるのかとか、その辺り立候補された町民の方々だけで担うのかとか、その辺りお示しいただけたらと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

今実行委員会についてはもう既に開催をしております、実行委員を募集ということではなくて、提案事業の募集か思っておりますが。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

あの企画をされる団体を募集、また今ホームページ拝見していますけれども、開成町民フェスタ2024実行委員会委員を募集します。募集期間11月1日から20日、今日までですね。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

実行委員をここで募集しておりますのは、来年の3月末に予定しております。2回目の町民フェスタ、これをここで今日までという日付の中で募集しているものでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

70周年記念事業というのと、町民フェスタというのが今別のような御答弁だったんですけれども、町民フェスタが70周年記念になりますので、時期を変更しますという当初の説明がございまして、これは70周年事業の中でのフェスタというように団体側としても町民議員としても理解していたんですけれども、その辺りの捉え方というのはどのようなものでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えいたします。70周年記念事業につきましては、令和8年1月1日から12月31日までの間で実施をしていくという予定をしております、その間に行われる先ほど3月に町民フェスタ行われますので、70周年記念の冠をつけていただいて、より充実した事業等を行っていただくということで、今議員おっしゃったとおり、70周年記念の冠事業として事業の一環として捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

4回目になりますが、1回確認があったということで許可します。

○1番（清水友紀）

そちらの運営委員会の開催が若い意見が出ればと思っていたところ、開催が平日の昼間だったのでそのようなことなんだなと思っていましたことと、また報酬がなしというところ、企画団体については補助金が計上されていますが、その実行委員会若干名に関してはかなり大きな事業ではありますけれども報酬なし、でこれは一般的に全国的な傾向とも言えることではあります、やはり時代の流れなどと捉えると有償ボランティアなども増えている現在、成り手不足なども叫ばれているところ、あえて改めてお尋ねいたしますけれどもそちらの理由についてお示しいただけたらと思います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではお答えします。

まず初めに、今回の補正予算とは全く関係がございません、町民フェスタにつきましては。ただ実行委員会について募集をしているということで、基本的には今後令和7年度以降、新たな総合計画の中で、協働というのをやはり町民も踏まえた中で進めていく上で、町民主体の実行委員会、イベントにしていきたいというような形の中で、現在公募をしているところでございます。

いろいろ時間的な部分、実行委員会を開催する時間的な部分ですとか、あと報償費的な部分というのは、町民フェスタ自体も実行委員会で開催しますので、今の御意見を参考にまた改めて検討していければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

13ページ、こども課、最下段になります。

過年度精算金、地域子ども・子育て支援事業費国庫補助金精算金で、13事業であります一時保育を、2園だったところを1園に一度して、もう一度2園にしたところ、1園分の一時事業のお子さんの預かり人数、利用者が足りなかったということで補助金を精算されたということで、確認なんですけどそういうことでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ただいまの今西議員の御質問にお答えいたします。

一時預かり事業は開成町令和5年度についても、2園が実施してまいりました。

2年分を当初では申請をして、実施をしているというところで確実に令和5年度は2園実施したんですけれども、最終的に国の交付金の補助金の基準額を出すときに、1日当たり実施した日にちの平均したときに、1日当たり6人に満たない場合は、補助金の交付対象とならないという基準がございます。実際は、園のほうで実施していただいたんですけれども、この補助金交付金については対象にならず、大きな金額が町の歳入を受けて園にお渡しする形になっているんですけども、この交付金が、一時預かり分が、ほかに13事業たくさんありますので、ほかのところもございますけれども、大きなところとしてはそのような状態で、実際は行ったけれども国の補助金の基準に満たなかったというところがございますして減額となっております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

その一時保育に関しまして、お子さんを受け入れるに当たり、保育士さんを確保しているかと思うんですが、その一時保育の運営にこの金額が返還いただけなかったということで、支障はなかったのかお尋ねします。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ただいまの一時預かり事業、園に支障がなかったかというところがございます。歳入が国の分がないというところにおいては、園の負担は持ち出す形になっているので、多少の負担は生じたと思いますけれども、特にそのことによって今後難しいとか、今大変経営的に困難であるというところの情報はいたできてございません。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

ページ、13ページの交通防犯費のこのヘルメット着用のところ、促進事業補助金36万についてちょっとお尋ねします。

非常にこういう促進事業で、町民の方々がどんどん、どんどんヘルメットを購入して、非常に努力義務ということでもいいことだと思うんですけど、これいつ、大体この金額でいっぱいになったらこういうふうになっているんですけど、これ思い切ってもっと増額して、もっと促進して、町民の人にしっかりとそういう対応してもらおうというような考えはどうなんでしょう。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

ありがとうございます。

ただいまの御質問ですが、実は、昨年10月から補正予算を立ち上げて、昨年1回補正させていただきました。令和5年度は半年間で515名、今年度も4月から当初150名分と見込んでいたんですけども、現時点で173名の方にこの補助金を活用してヘルメットを購入していただいている状況でございます。来年度以降も継続してやっていきたいと思っておりますけれども、今言われたような形の中で、見込み等も含めてちょっと甘かったのかなというのがありますので、PRをもっとして、より多くの町民にヘルメット着用していただけるように、これからも推進していければと思います。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ぜひ、そういう形で進めていっていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」というもの多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」というもの多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第48号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

それでは改めまして、暫時休憩といたします。

再開を10時30分といたします。

午前10時19分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前10時30分

○議長（山本研一）

日程第5 議案第49号 令和6年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、ファイルナンバー04、議案第49号 令和6年度開成町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。4款県支出金から6款繰入金、補正額56万7,000円。歳入合計の計16億9,355万6,000円。

次のページ。歳出、1款総務費から、8款、予備費まで補正額及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正は、人事院勧告による給与費改定によるものと、一般事務費の増額。保険給付費のうち療養費の増。保険事業費のうち保険普及費及び保健指導事業費を増額補正するものです。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書7ページをお開きください。

2歳入、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、説明欄、保険給付費等交付金（普通交付分）補正額59万4,000円。こちらは歳出で説明いたします療養費相当分に交付される交付金です。同じく保険給付費等交付金（特別交付分）補正額80万4,000円の増。こちらは歳出の一般事務費のうち共同電算処理委託料と保険事業費の人件費相当分に交付される特別交付金です。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金、補正額83万1,000円の減。一般会計から特別会計の繰入金で、人事異動及び人勧による給与費等の差分を減額するものでございます。

続きまして、8ページ。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、給与費につきましては、人事異動及び人勧による給与費等の差分を減額するものでございます。

給与費の下、一般事務費増額補正の69万5,000円のうち、共同電算処理委託料等19万8,000円の増額補正につきましては、産前産後保険料減免の負担金請求等に係る国保システム改修費用に要するものです。

同じく一般事務費、市町村情報システム負担金31万1,000円の増額補正につきましては、9月に発送いたしました国民健康保険加入者情報のお知らせの発送にかかるアウトソーシング費用の負担金分でございます。

続いて、中段、2款保険給付費、1項療養諸費、3目療養費、説明欄、療養費、補正額59万4,000円の増。療養費につきましては、医療費の償還払いや柔道整復師の療養に要する経費によるもので、直近で高額な請求が続けて2件、金額にして1件当たり約30万円の請求があったため、予算に不足が見込まれるため、ここで増額補正するものでございます。

続きまして、5款保健事業費、2項保健事業費、1目保健普及費、説明欄、通信運搬費、補正額3万7,000円の増。10月からの郵便料金値上げによる発送分

等の不足分を補正するものでございます。

その下、2目保健指導事業費60万6,000円の増につきましては、人勤による給与改定の増額補正でございます。

予備費です。予備費につきましては、歳入と歳出の差額の調整分となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第49号 令和6年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第50号 令和6年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは、議案第50号 令和6年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

ファイル名が05と頭に振ってあるものを御覧ください。

初めに2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入3款国庫支出金から7款繰入金まで。

次の3ページ。歳出1款総務費から3款地域支援事業費まで、歳入歳出ともに5,024万8,000円を追加し、補正後の額を14億8,344万6,000円とするものでございます。

今回の補正要因は2点ございます。

1点目は、当初予算で見込んだ保険給付費に対し、不足が見込まれる科目についてその財源と合わせて補正するもの。

2点目は、給与改定に伴う会計年度任用職員を含む職員人件費につきまして、その財源と合わせて補正するものでございます。

なお、人件費補正に関するものは、その財源である歳入も併せて御説明は省略させていただきますので御承知おきください。

それでは7ページ、予算に関する説明書で内容を御説明します。

7ページを御覧ください。

2歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、説明欄、現年度分介護給付費負担金899万5,000円の増額。

人件費の補正、財源補正である次の1表を飛ばしまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、説明欄、現年度分介護給付費交付金、1,358万7,000円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、説明欄、現年度分介護給付費負担金732万8,000円の増額。

その下の2目は人件費の財源補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、説明欄、現年度分介護給付費繰入金627万7,000円の増額でございます。

今御説明申し上げた科目につきましては、保険給付費の増額補正に伴いまして、国、県、町からの財源をそれぞれ増額するものでございます。

7ページ、最終行の2目と、8ページ、3目は人件費補正に伴うものでございます。

8ページ、一番下の表を御覧ください。

2項基金繰入金、1目介護保険、財政調整基金繰入金、説明欄、介護保険財政調整基金繰入金1,410万円の増額は、国、県、町の負担を除き不足する財源について、基金からの取崩しを増額して対応するものでございます。

続きまして9ページを御覧ください。歳出でございます。

人件費を省略させていただきますと、上から3つ目の表になります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス費、説明欄、施設介護サービス給付費1,860万円の増額です。保険給付費の増に伴いまして、当初予算から5%増を見込むものでございます。

続きまして、9目地域密着型介護サービス給付費、説明欄、地域密着型介護サービス給付費1,802万9,000円の増額でございます。こちらも保険給付費増に伴いまして、当初予算から6.5%増を見込むものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス費、説明欄、介護予防サービス給付費878万6,000円の増額です。保険給付費の増に伴いまして、当初から55.9%増を見込むものでございます。

次のページ、10ページを御覧ください。

7目介護予防サービス計画給付費、説明欄、介護予防サービス計画給付費46万9,000円の増額です。全体の給付費増に伴い、ケアプラン作成の給付について当初から10.3%増を見込むものでございます。

続きまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、説明欄、高額介護等サービス給付費191万4,000円の増額です。

全体の給付費の増に伴いまして、個人負担限度を超過した方への給付として、当初予算から6.7%増を見込むものでございます。

続きまして、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、説明欄、特定入所者会員介護等サービス給付費239万3,000円の増額です。

全体の給付費の増額に伴いまして、低所得者が利用する施設サービスの居住費等の給付として、当初から10%増を見込むものでございます。

次の表から11ページにわたりましては、人件費補正となりますので、御説明は割愛させていただきます。

全体の傾向について御説明いたします。

令和6年度の介護認定者につきましては、高齢化の進行などによりまして昨年度の844人を上回る勢いで増加をしております。これに伴いまして全体の保険給付費が予想よりも伸びております。その内訳として、通所介護や通所リハビリなどの居宅系のサービスの伸び率が著しくなっているといった現状でございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第50号 令和6年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第51号 令和6年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、ファイルナンバーは06となります。

議案第51号 令和6年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

説明いたします。

2 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。3款繰入金、補正額計9万7,000円、歳入合計の計3億3,439万4,000円。

次のページ。歳出、1款総務費、補正額及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正は、人事院勧告による給与費改定による会計年度任用職員報酬に係る一般事務費の増額補正となります。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書7ページをお開きください。

2歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、説明欄、その他一般会計繰入金。

歳出で人事院勧告による給与費改定による会計年度任用職員の報酬を増額するため、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、次のページ。3歳出、1款総務費、1項総務管理費、説明欄、一般事務費9万7,000円の増。人事院勧告による給与費改定による会計年度任用職員の報酬を増額するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第51号 令和6年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第52号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは御説明をさせていただきたいと思っております。

ファイルナンバー07をお開きください。

議案第52号 令和6年度開成駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補

正予算（第2号）につきまして、御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出補正予算です。

歳入につきましては、3款繰入金、1項他会計繰入金。

3ページを御覧ください。歳出でございます。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、歳入歳出ともに、補正額100万9,000円の増額となります。合計額は8億8,137万4,000円となります。

それでは詳細の御説明をさせていただきますので、7ページを御覧ください。

2歳入です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金100万9,000円の増額です。こちらにつきましては、職員給与の増額に伴う一般会計からの繰入金となります。

8ページを御覧ください。

3歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、給与費100万9,000円の増額でございます。給与費につきましては、給与の職員給与改定に伴う増額分となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第52号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第53号 令和6年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市計画課長（井上 昇）

それでは、ファイル番号08から始まるものをお開きください。

議案第53号 令和6年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の水道事業会計の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費について行うものです。先ほどの人事院勧告に伴う職員給与改定部分については、一括説明がありましたので、水道事業会計におきましても、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出において、計上をさせていただいた内容は、人件費に係る部分であることから、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第53号 令和6年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本11月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前10時53分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員